平成２５年（フ）第１０９号
愛知県犬山市長者町５丁目114番地
債務者　河村　建哉
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１８号
愛知県一宮市平和３丁目４番地５
債務者　柳井　明美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１９号
愛知県江南市草井町若草83番地
債務者　伊佐治奈央
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５１号
大阪府泉佐野市下瓦屋481番地の７
債務者　森山　康雄
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
大阪府貝塚市名越627番地１　メゾン塚本303号
債務者　鈴木　美早（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地40棟408号
債務者　國房　美樹
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
大阪府貝塚市名越662－４ベルレジデンスⅠ－202、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町五月ヶ丘２丁目７番19号、前住所大阪府泉佐野市日根野6517番地
債務者　石川　育代（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目26番22号
債務者　小西澄美子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
大阪府岸和田市下松町1107番地の４
債務者　平野　滋己（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
大阪府岸和田市春木本町９番11号　サンローゼ春木305号、前住所大阪府岸和田市港緑町５番４－506号
債務者　河野　一也
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
大阪府泉南郡岬町深日997番地の34、住民票上の住所大阪府阪南市下出852番地の１
債務者　吉本　秀久
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
大阪府岸和田市並松町25番44号
債務者　ケリー便こと　東　賢一郎
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
大阪府岸和田市並松町25番44号
債務者　東　　智子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
大阪府岸和田市八阪町２丁目14番６－206号
債務者　小川　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
大阪府泉大津市豊中町３丁目11番３号
債務者　白川平録こと　白　　秉録
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
大阪府泉大津市豊中町３丁目11番３号
債務者　白川美枝子こと　金　美枝子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
大阪府泉大津市二田町２丁目５番43号ハイムシャトー111号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番２－303号
債務者　清水　英明
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係